



公 告

県営土地改良事業（湛水防除事業 クリーク防災機能保全対策）神崎市東部地区の計画を変更したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により下記書類とともに公告します。

なお、この計画変更に係る地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作又は養畜の業務を営まない者、又はこの地域内にある農用地以外の土地で、所有権以外の権原に基づいて使用収益をしている者で、その農用地又は土地について、この県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第 3 条の規定により令和 7 年 1 月 29 日までに神崎市農業委員会に申し出てください。

令和 7 年 1 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥



記

- 1 県営土地改良事業（湛水防除事業 クリーク防災機能保全対策）神崎市東部地区の変更後の計画概要書
- 2 施行地域を記載した書面
- 3 予定管理方法等を記載した書面
- 4 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面